

二級河川新湊川水系治水協定(案)

二級河川新湊川水系において、河川管理者である兵庫県並びにダム管理者は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）及び兵庫県総合治水条例に基づき、新湊川水系について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

（対象ダム）

第 1 条 この協定の対象ダムは、1 基の既存ダムとする。

立ヶ畑ダム

（基本的な方針）

第 2 条 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、時期ごとの貯水位運用により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。

2 この協定の対象とする既存ダムの利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。

3 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

4 河川管理者である兵庫県は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系全体で効率的、効果的な運用を図る。

（その他）

第 3 条 この協定に定める事項は、河川管理者である兵庫県が、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、より効率的・効果的な運用やさらなる洪水調節機能強化に向け、必要に応じて協議及び見直しを行う。

2 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

(河川管理者)
兵庫県 県土整備部長

(立ヶ畑ダム管理者)
神戸市水道事業管理者

ダム名	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 (万 m ³) ※	基準降雨量 (mm)
立ヶ畑ダム	0	15	—

※ 協定締結時点から取組みを開始する容量である。また、水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水位運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

【時期ごとの貯水位運用】

ダム名	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
立ヶ畑ダム	6月1日～10月31日	15

二級河川市川水系治水協定(案)

二級河川市川水系において、河川管理者である兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）及び兵庫県総合治水条例に基づき、市川水系について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

（対象ダム）

第1条 この協定の対象ダムは、4基の既存ダムとする。

黒川ダム、太田ダム、長谷ダム、神谷ダム

（※既に協定締結している生野ダムは除く）

（基本的な方針）

第2条 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

2 この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各既存ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。

3 事前放流は、基本的に国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に基づき実施する。また、事前放流の実施は、原則、国土交通省が気象庁の予測を基に提示する既存ダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定める既存ダムごとの基準降雨量以上である場合とする。

4 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当する既存ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

5 河川管理者である兵庫県は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとに既存ダムの統一的な運用を図る。

6 事前放流等については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中止基準等を規定する実施要領を作成するなどして実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

7 事前放流の実施後、第2条3項に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、必要な情報を共有し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努めるとともに、その原因を把握し、今後の対応について協議する。

(洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応)

第3条 効果的な事前放流を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

(その他)

第4条 この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、より効率的・効果的な事前放流等の実施やさらなる洪水調節機能強化に向け、必要に応じて見直しを行う。

2 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

(河川管理者)

兵庫県 県土整備部長

(黒川ダム、太田ダム、長谷ダム管理者)

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

(神谷ダム管理者、黒川ダム関係利水者)

兵庫県公営企業管理者

ダム名	洪水調節容量 (万m ³)	洪水調節可能容量 (万m ³) ※1	基準降雨量 (mm)
黒川ダム (多々良木ダム※2)	0	1,510※3	—
太田ダム	0	826※4	—
長谷ダム	0		—
神谷ダム	0	137	—

【時期ごとの貯水位運用】

ダム名	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万m ³)
黒川ダム (多々良木ダム※2)	6月1日～10月31日	1,510※3
太田ダム	6月1日～10月31日	826※4
長谷ダム		
神谷ダム	6月1日～10月31日	137

※1 協定締結時点から取組みを開始する容量である。また、水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水位運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

※2 黒川ダムと発電用貯留水を相互往来させる一級河川円山川水系の揚水式発電ダム。

※3 黒川ダムと多々良木ダムの洪水調節可能容量の合計。

※4 太田ダムと長谷ダムの洪水調節可能容量の合計。

二級河川矢田川水系治水協定(案)

二級河川矢田川水系において、河川管理者である兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）及び兵庫県総合治水条例に基づき、矢田川水系について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

（対象ダム）

第 1 条 この協定の対象ダムは、1 基の既存ダムとする。

入江ダム

（基本的な方針）

第 2 条 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

2 この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各既存ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。

3 事前放流は、基本的に国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に基づき実施する。また、事前放流の実施は、原則、国土交通省が気象庁の予測を基に提示する既存ダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定める既存ダムごとの基準降雨量以上である場合とする。

4 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当する既存ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

5 河川管理者である兵庫県は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとに既存ダムの統一的な運用を図る。

6 事前放流等については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中止基準等を規定する実施要領を作成するなどして実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

7 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量(リアルタイムの値)	各者が、国土交通省 川の防災情報等を利用(掲示・閲覧)
事前放流を実施するにあたっての気象情報(降雨予測手法等)	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報(降雨予測手法(MSM))を利用することとし、国土交通省近畿地方整備局へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省川の防災情報等を利用(掲示・閲覧)
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、兵庫県の防災情報サイト等を利用(掲示・閲覧)

8 事前放流の実施後、第2条3項に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、必要な情報を共有し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努めるとともに、その原因を把握し、今後の対応について協議する。

(洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応)

第3条 効果的な事前放流を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

(その他)

第4条 この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、より効率的・効果的な事前放流等の実施やさらなる洪水調節機能強化に向け、必要に応じて見直しを行う。

2 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

(河川管理者)

兵庫県 県土整備部長

(入江ダム管理者)

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

ダム名	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 (万 m ³) ※1	基準降雨量 (mm/6 時間)
入江ダム	12	2※2	120

※1 協定締結時点から取組みを開始する容量である。また、水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水位運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

※2 洪水警戒体制にあり、かつ基準降雨量に達した場合に実施する。

【時期ごとの貯水位運用】

ダム名	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
該当なし	—	—

二級河川三原川水系治水協定(案)

二級河川三原川水系において、河川管理者である兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）及び兵庫県総合治水条例に基づき、三原川水系について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

（対象ダム）

第 1 条 この協定の対象ダムは、4 基の既存ダムとする。

牛内ダム、成相ダム、北富士ダム、大日川ダム

（基本的な方針）

第 2 条 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

2 この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各既存ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。

3 事前放流は、基本的に国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に基づき実施する。また、事前放流の実施は、原則、国土交通省が気象庁の予測を基に提示する既存ダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定める既存ダムごとの基準降雨量以上である場合とする。

4 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当する既存ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

5 河川管理者である兵庫県は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとに既存ダムの統一的な運用を図る。

6 事前放流等については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中止基準等を規定する実施要領を作成するなどして実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

7 事前放流の実施後、第2条3項に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、必要な情報を共有し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努めるとともに、その原因を把握し、今後の対応について協議する。

(洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応)

第3条 効果的な事前放流を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

(その他)

第4条 この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、より効率的・効果的な事前放流等の実施やさらなる洪水調節機能強化に向け、必要に応じて見直しを行う。

2 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

(河川管理者、牛内ダム、成相ダム、北富士ダム管理者)

兵庫県 県土整備部長

(大日川ダム管理者)

兵庫県 淡路県民局長

(大日川ダム関係利水者)

大日川土地改良区 理事長

(牛内ダム、成相ダム、北富士ダム関係利水者)

淡路広域水道企業団 企業長

ダム名	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 (万 m ³) ※1	基準降雨量 (mm/24 時間)
牛内ダム	100	0.8	333
成相ダム	150	2.6	333
北富士ダム	55		
大日川ダム	0	3.5※2	333

※1 協定締結時点から取組みを開始する容量である。また、水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水位運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

※2 洪水調節可能容量を確保する期間は6月1日～10月31日。また、既存放流設備を活用して水位を調整することから、降雨の状況により所定の容量を確保できない場合がある。

【時期ごとの貯水位運用】

ダム名	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
該当なし	—	—

二級河川洲本川水系治水協定(案)

二級河川洲本川水系において、河川管理者である兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）及び兵庫県総合治水条例に基づき、洲本川水系について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

（対象ダム）

第 1 条 この協定の対象ダムは、4 基の既存ダムとする。

竹原ダム、猪鼻第 1 ダム、猪鼻第 2 ダム、鮎屋川ダム

（基本的な方針）

第 2 条 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

2 この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各既存ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。

3 事前放流は、基本的に国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に基づき実施する。また、事前放流の実施は、原則、国土交通省が気象庁の予測を基に提示する既存ダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定める既存ダムごとの基準降雨量以上である場合とする。

4 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当する既存ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

5 河川管理者である兵庫県は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとに既存ダムの統一的な運用を図る。

6 事前放流等については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中止基準等を規定する実施要領を作成するなどして実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。なお、河川管理者は鮎屋川ダムのさらなる洪水調節機能強化に向けて必要となる操作規程の見直しに協力する。

7 事前放流の実施後、第2条3項に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、必要な情報を共有し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努めるとともに、その原因を把握し、今後の対応について協議する。

(洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応)

第3条 効果的な事前放流を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

(その他)

第4条 この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、より効率的・効果的な事前放流等の実施やさらなる洪水調節機能強化に向け、必要に応じて見直しを行う。

2 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

(河川管理者)

兵庫県 県土整備部長

(鮎屋川ダム管理者)

兵庫県 淡路県民局長

(竹原ダム、猪鼻第1ダム、猪鼻第2ダム管理者)

淡路広域水道企業団 企業長

(鮎屋川ダム関係利水者)

兵庫県鮎屋川土地改良区 理事長

ダム名	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 (万 m ³) ※1	基準降雨量 (mm/6 時間)
竹原ダム	0	10	—
猪鼻第1ダム	0		—
猪鼻第2ダム	0		—
鮎屋川ダム	46.5	10※2	132

※1 協定締結時点から取組みを開始する容量である。また、水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水位運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

※2 洪水調節可能容量を確保する期間は6月1日～10月31日。

【時期ごとの貯水位運用】

ダム名	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
竹原ダム	7月1日～10月31日	10
猪鼻第1ダム	7月1日～10月31日	
猪鼻第2ダム	7月1日～10月31日	

二級河川本庄川水系治水協定(案)

二級河川本庄川水系において、河川管理者である兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）及び兵庫県総合治水条例に基づき、本庄川水系について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

（対象ダム）

第 1 条 この協定の対象ダムは、1 基の既存ダムとする。

本庄川ダム

（基本的な方針）

第 2 条 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

2 この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各既存ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。

3 事前放流は、基本的に国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に基づき実施する。また、事前放流の実施は、原則、国土交通省が気象庁の予測を基に提示する既存ダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定める既存ダムごとの基準降雨量以上である場合とする。

4 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当する既存ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

5 河川管理者である兵庫県は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとに既存ダムの統一的な運用を図る。

6 事前放流等については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中止基準等を規定する実施要領を作成するなどして実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

7 事前放流の実施後、第2条3項に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、必要な情報を共有し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努めるとともに、その原因を把握し、今後の対応について協議する。

(洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応)

第3条 効果的な事前放流を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

(その他)

第4条 この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、より効率的・効果的な事前放流等の実施やさらなる洪水調節機能強化に向け、必要に応じて見直しを行う。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

(河川管理者)

兵庫県 県土整備部長

(本庄川ダム管理者)

兵庫県 淡路県民局長

(本庄川ダム関係利水者)

南淡南部土地改良区 理事長

淡路広域水道企業団 企業長

ダム名	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 (万 m ³) ※1	基準降雨量 (mm)
本庄川ダム	90	2.1	—

※1 協定締結時点から取組みを開始する容量である。また、水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水位運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

【時期ごとの貯水位運用】

ダム名	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量※2 (万 m ³)
本庄川ダム	10月1日～10月31日	2.1

※2 既存放流設備を活用して水位を調整することから、降雨の状況により所定の容量を確保できない場合がある。

二級河川野島川水系、楠本川水系治水協定(案)

二級河川野島川水系、楠本川水系において、河川管理者である兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）及び兵庫県総合治水条例に基づき、野島川水系、楠本川水系について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

（対象ダム）

第1条 この協定の対象ダムは、2基の既存ダムとする。

常盤ダム、谷山ダム

（基本的な方針）

第2条 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

2 この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各既存ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。

3 事前放流は、基本的に国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に基づき実施する。また、事前放流の実施は、原則、国土交通省が気象庁の予測を基に提示する既存ダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定める既存ダムごとの基準降雨量以上である場合とする。

4 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当する既存ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

5 河川管理者である兵庫県は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとに既存ダムの統一的な運用を図る。

6 事前放流等については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中止基準等を規定する実施要領を作成するなどして実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

7 事前放流の実施後、第2条3項に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、必要な情報を共有し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努めるとともに、その原因を把握し、今後の対応について協議する。

(洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応)

第3条 効果的な事前放流を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

(その他)

第4条 この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、より効率的・効果的な事前放流等の実施やさらなる洪水調節機能強化に向け、必要に応じて見直しを行う。

2 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

(河川管理者)

兵庫県 県土整備部長

(常盤ダム、谷山ダム管理者)

北淡路土地改良区 理事長

(常盤ダム、谷山ダム関係利水者)

農林水産省 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長

ダム名	洪水調節容量 (万 m^3)	洪水調節可能容量 (万 m^3) ^{※1}	基準降雨量 (mm)
常盤ダム	0	12.5	—
谷山ダム	0	8.3	—

※1 協定締結時点から取組みを開始する容量である。また、水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水位運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

【時期ごとの貯水位運用】

ダム名	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 ^{※2} (万 m^3)
常盤ダム	9月1日～10月31日	12.5
谷山ダム	9月1日～10月31日	8.3

※2 既存放流設備を活用して水位を調整することから、降雨の状況により所定の容量を確保できない場合がある。